

各関係機関の長様  
病害虫防除推進員様

滋賀県病害虫防除所長

病害虫発生予察情報(特殊報第2号)について

このことについて、以下のとおり発表したので送付します。

令和6年度 病害虫発生予察特殊報第2号

令和6年(2024年)9月30日  
滋賀県

病原ウイルス Cucurbit aphid-borne yellows virus : CABYV  
対象作物 メロン、キュウリ  
発生地域 滋賀県南部

1. 発生経過

- 令和6年6月、滋賀県南部の施設メロンほ場において、葉の葉脈間の黄化や白化症状を示す株が認められた(写真1~4)。
- 滋賀県病害虫防除所および神戸植物防疫所において、RT-PCR法による検定およびその増幅産物の塩基配列の系統解析を行ったところ、CABYVの感染を確認した。
- 発生ほ場から採取したワタアブラムシ(写真5)を健全なメロンに放飼し、ウイルスを接種した結果、メロン葉の黄化が認められ、CABYVが再検出された(写真6)。
- CABYV発生ほ場の周辺調査の結果、近隣の施設キュウリほ場においてもCABYVが検出された。
- 本ウイルスは、1988年にフランスにおいて、メロンやキュウリ等で初めて発生が確認され、それ以降、海外40か国以上で主にウリ科野菜に被害を及ぼしている。国内では、令和6年に京都府のキュウリにおける国内初の特報が発表されているが、メロンにおける発生報告はない。

2. 本病の特徴

(1) 病徴

葉全体もしくは一部に葉脈間の黄化や白化症状を示す(写真1、3、4)。症状が進むと、株全体の葉が黄化するが、新葉や脇芽等の若い葉には症状が見られないか、時間が経ってから黄化する(写真2)。

(2) 伝染経路

- 本ウイルスは、海外ではワタアブラムシやモモアカアブラムシ等のアブラムシ類により媒介されると報告されている。なお、汁液伝染、種子伝染および土壌伝染は確認されていない。再現試験の結果から、国内においてもアブラムシ類により媒介されると考えられる。
- 媒介虫は、罹病植物を吸汁することで本ウイルスを保毒し、一度ウイルスを獲得すると永続伝搬(長期間あるいは生きている限り媒介できる)するが、経卵伝染はしない。
- 感染すると落花が多くなり、1株当たりの果実数が減少することで、メロンでは40%、キュウリでは51%減収した事例が海外で報告されている(Lecoq et al., 1992)。

### 3. 防除対策

(1) ウイルスを媒介するアブラムシ類の防除を徹底する。

- ① 苗からアブラムシ類を持ち込まないように注意する。
- ② 施設開口部に目合い0.8mm以下の防虫ネットを張り、施設内へのアブラムシ類の侵入を防ぐ。
- ③ 施設内およびほ場周辺の雑草はアブラムシ類の発生源となるので、除草を徹底する。
- ④ アブラムシ類の発生が確認された場合は薬剤防除を実施する。
- ⑤ アブラムシ類の薬剤感受性の低下を防ぐため、同一グループの薬剤の連用を避ける。
- ⑥ 施設栽培では、アブラムシ類を周辺に分散させないため、栽培終了後にすべての株を地際から切断または抜根し、施設を密閉して死滅させる。

(2) 発病株は直ちに抜き取り、ポリ袋等に密閉してほ場外に持ち出して処分するか、土中深くに埋め込む等適切に処分する。

### 4. 引用文献

Lecoq et al. (1992), A new yellowing disease of cucurbits caused by a luteovirus, cucurbit aphid-borne yellows virus. Plant Pathology, 41: 749-761.



写真1 ほ場での株全体の黄化症状



写真2 脇芽の症状



写真3 葉の一部の黄化症状



写真4 葉脈間の白化症状



写真5 ワタアブラムシ



写真6 メロンでの再現試験結果

お問い合わせ先：滋賀県病害虫防除所

TEL:0748-46-4926・6160 FAX:0748-46-5559 Email:GC70@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

## 農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。**

### 1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
  - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
  - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物・劇物を販売している方は、毒物及び劇物取締法の規定を遵守してください。

### 2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
  - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
  - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
  - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
  - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
  - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
  - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物・劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。